

第47回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

令和2年10月8日（木）午後3時

2 開催場所

裁判所大会議室

3 出席者

別紙第1のとおり

4 議事等

(1) 今回のテーマ（危機管理）に関する意見交換

別紙第2のとおり（資料の添付は省略）

(2) 次回のテーマに関する意見交換

別紙第3のとおり

(3) 次回期日

令和3年5月27日（木）午後3時

(別紙第1)

出席者

委員	有	本	耕	平
同	池	田	宏	行
同	上	野	和	也
同	奥	村	吉	郎
同	小	林	宏	典
同	島	崎		剛
同	田	代	滉	貴
同	鶴	岡	良	孝
同	名	合	弘	治
同	野	上	あ	や
同	濱	田		弘
同	水	舟	雪	枝
同	宮	坂	昌	利
同	米	山	毅	一郎

(五十音順)

(別紙第2)

《今回のテーマに関する意見交換》

事務担当者

最初に裁判所から、裁判所の新型コロナウイルス感染症対策の取組みについて、御説明させていただきます。

【裁判所からの説明】

事務担当者

資料に基づき説明

委員長

ただいま、裁判所の方から、この間の取組のお話がありましたが、まず皆様方で、何か質問等ございましたら、どうぞ御自由に御発言ください。

A委員

裁判所の業務って、なかなか在宅勤務に向きにくい業種だと思いますが、差し支えない範囲で、どういったことをどの程度されていたのか教えていただけますか。

事務担当者

御指摘のとおり、裁判所の中で在宅で勤務できるものというのは非常に難しく、特に事件関係では、事件関係の記録を持ち帰ることがなかなか困難なことから、基本的には基本書、若しくは裁判所の業務でのマニュアル類の整理等の知識習得を主にしておりました。

委員長

よろしいでしょうか。他にどなたかございませんか。私、一つ単純なことを伺いたいんですが、入ってくるときに検温とかはしていないですね。これは、このままでいいとお考えなんですか。

事務担当者

現時点では確かにしておりません。裁判所では全くフリーで入ってこられたのを、昨年10月から入庁検査を始めております。検温につきましては、こういった形で実施するのが相当なのか詰め切れていないという状況もあり、今のところ、まだお答えするものを持っておりません。

委員長

ありがとうございます。先日、私達は入試を行った際に、やはり受験生に対して検温する必要があるだろうということになり、予算の措置が必要だったため大変苦労はしましたが、学科長の裁量の範囲内で出せる費目があったものですから、それでやることになりました。やはり裁判所でも予算措置等必要なのであれば、なかなか難しい問題かもしれませんが、安心感を与えるという意味ではできていたかなと思いますので、ちょっと質問させていただきました。

どなたか、他に御質問等はございませんか。無いようでしたら、委員の皆様方のそれぞれの職場での取組みを御紹介いただければと思います。どなたか、最初に御発言をお願いできますでしょうか。

B委員

商工会議所は、不特定の皆さんが訪れる場所ですので、皆さんが、来られて安心できるような設備だけは整えておかないといけないと考えて、色々なことをさせていただきました。要は、外部から指摘されて、これをしていないと困るだろうと言われないためというのが大きくて、本当に効果があるのかどうかという検証は度外

視です。

必要と思われていることをとにかくやるということで、マスクや相談ブースにあるパーテーション、非接触型の体温測定器を2台、それからサーマルAIカメラとあって、カメラの前に行くと体温を測定してくれて、おまけに「マスクをしてください。」とまで言ってくれる機械を置いたり、もちろん消毒液も置いております。

中には、もちろん換気のために窓を開けたりもしていましたが、1年ぐらい前に、コロナではなくインフルエンザの予防のためではありますが、オゾン発生装置というものも導入して対応させていただいています。

非常に外面の方が大きくて、実際効果があるかどうかは分かりませんが、飲食店等に行くと、かなりルーズですよ。パーテーションなんてありませんし、ちょっと距離は空けるようになっていますが、十分に距離が取れているとは言えません。やはりそういうところにも気をつけていただかないと、これからGoToイートの参加資格が得られないということにもなってきますので、そのような相談を受けながらやっているところです。

委員長

ありがとうございました。他の委員の方、どなたかございませんでしょうか。

C委員

一般の方から消費生活の相談を受けますが、やはりコロナとか皆さんが不安に思うときは、そういった相談が非常に増えており、4月や5月は去年の1.4倍ぐらいの相談を受けております。そのような関係から、コロナ禍で業務が停止してしまうと非常に大変なことになりますので、職員も半分ぐらいに分けて、できるだけ接触しないように交代で電話対応に当たるようにしていました。また、来所相談は全て中止しまして、4月から6月の間は電話相談のみというような対応を取っております。

また、7月ぐらいから講演会等、講習会といったものを再開しましたが、感染症の対策として体温計を導入して、実際そういった方は来られなかったんですが、37度とか高熱の方は、参加を御遠慮いただくというような措置を取って、講習会とか来所の相談では、そういった対応をしております。

委員長

ありがとうございます。他にございませんか。

D委員

私は保護司ですが、保護観察所では職員の方が毎朝検温をされています。もちろん私もしていますが、自分自身もすごく安心しますので、検温はされた方がいいんじゃないかなという気がしています。

委員長

ありがとうございます。E委員の職場では色々とされていると伺いましたので、御紹介いただければと思います。

E委員

ちょっと見づらいと思いますが、A3版で当社の対策本部が行動対応というものを作っております。これが今15号です。この中には防疫対策、感染対策、あと行動に対しての基準と、会社への報告のルール、感染したときにどのような処置をするかということが書いてあります。

もちろん、従業員全員が完全に対応できているかどうかは100パーセントというところではないと思いますが、まずこういった形です。あと、私ども海外の実習生がグループ各社で約260人程度来ています。そうすると、通訳ももちろんいますが、どうしても日本語を読んで理解すること自体ができません。ですので、まず

は絵からスタートして少しずつ理解を及ばせて、そこが分からなかったら、興味を持ってもらって聞いてもらうという形の処置をしているというのがまず全般です。

先ほどから皆さんのお話を頂いていたので、重複するところは一切申し上げません。私どもでやっているのは、毎日の健康チェックです。項目としては倦怠感、結膜炎、下痢、嘔吐、息切れ、味覚障害、嗅覚障害、こういったところを毎日、全従業員に取っております。検温は朝夕の2回、出勤前と出勤後です。

皆さんの中で無かったのが、公共のところですね。要はこの会議室に入るところのドアノブですとか、そういったところのアルコール消毒というのは7時間から8時間に2回やるようになっていきます。こちらのトイレの場合、扉が無かったので、そういったところは必要無いのかなと思うんですが、執務室に入るタイミングのドアというのは、どうしても自動ドアとかそういったものが無い限りは難しいのかなというところがあったので、そこはされた方が、万が一のときにいいのかなという感じがしました。

それと、国が推奨するCOCOAアプリですね。私どもの従業員には、高齢の方もいらっしゃるんで、スマートフォンを持たれていない方もいますが、危機管理のBCPで、月に1回常に安否確認の訓練を行っており、そのアンケートの中に、COCOAアプリを入れてありますか、入れていませんかという項目を入れさせていただいており、その数値で約6割の方が入っているというような形でございます。

あと、食事です。先ほど庁舎の中の食事の話が出てきませんでしたでしたが、私ども工場や研究所も食堂を持っているんですけども、基本的に食事は一方向しか向かないような形でしています。以前は、皆、対面で話しながら食事をしていましたが、今は完全に一方向です。人数も、今までは同じ時間に同じ人数でしたが、一方向だとどうしても制限があるため、時間は11時半から1時半までの間、今までの倍の時間を使って、極力、食堂の中にはマスクをして入って、手指の洗浄をして、それで一方向を向いてもらい、御飯を食べたらすぐに自分の部屋に戻ってくださいとお願いをしています。

委員長

ありがとうございました。関連してA委員，どうぞ。

A委員

貴重なお話をありがとうございました。先ほど健康チェックというのがありましたが，具体的には何か専用のシステムや端末をするのでしょうか。

E委員

基本的には，皆さん，エクセル上で管理するようなイメージです。症状が無ければゼロを入れ，症状があれば，症状があった分だけ1とか2とか3とか入れて頂いています。それを集計して，毎日，対策本部の方に，その集計値が全部入ってくるような形です。システムというわけではないですけども，やっております。人の名前については基本的にプライバシーがあるので，部門長しか知らないような形で対応しております。

委員長

他の委員の方はどうでしょうか。

F委員

先ほど，ドアノブを消毒するという話がありました。弊社の場合は，来客が非常に多いわけではありませんが，中でパソコンを1人1台というよりも，共用でシステムを使うようになっておりますので，その消毒について次亜塩素酸ナトリウムの原液を水で薄めて0.02パーセントの濃度に手作りしています。水についてはたまたま災害用の備蓄で置いていたもので，期限が切れるものがあったので，その水を使って原液を薄めてパソコンやキーボード，電話，机等の消毒を各自で業務前と

業務が終わった後に行って、次の日に引き継ぐというようにしています。

ただ、これは手や指には使えませんので、手指については各フロアにアルコール消毒液を置いて対応しています。この次亜塩素酸ナトリウムは大体2週間程度で効力が無くなるということですので、うちの総務の方で2週間置きに消毒液を作って各職場に配布をして、消毒をしております。

あと、外向けには各記者が取材に出ますので、万が一感染していた場合に拡散させる恐れがありますので、各記者については日々の行動歴を記録して、今のところ幸いございませんけれども、万が一感染があった場合には、その関係者に速やかに連絡が取れるような措置をしています。その他ありますけど、重複しているところがあって省略致したいと思います。

委員長

ありがとうございます。G委員、大学なんかはどんな感じですかね。

G委員

大学等、オンライン授業についてはかなり世間を騒がせたところなので、当大学でどうなっているかについて簡単に説明させていただければと思います。まず、大学全体については、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための〇〇大学の活動制限指針」という、ちょっと長めの指針を出しております、これは当大学のホームページから皆さんご覧いただけます。

レベルを0から4、1が1と1.5になっているので5段階になるんですけども、5段階のレベルというのを用意しております、岡山県あるいは全国の感染状況によって、このレベルを上げたり下げたりするという状況です。例えば、レベル2になれば、授業は一定の感染防止措置を取っていれば対面でも可能であるが、なるべくオンラインでするか、学生の課外活動については不要不急な活動の自粛を要請するですとか、細かく決められております。以上が大学全体の方針です。

法学部につきましては、法学部はそもそも1年4学期制を採用しております。このうちの一、二学期、2学期制の大学でいえば、前期に該当するところは完全オンライン制でした。今年の4月から7月、8月の頭までは完全にオンライン、講義科目についても演習科目、講義科目というのは大人数で広い教室で座学みたいな感じの授業なんですけど、こちらの少人数のゼミについても、いずれもオンラインでやるということになっておりました。これは基本的に例外はない形です。ちなみに、大学がマイクロソフトチームズを契約していたようなので、これを用いて授業をしておりました。

三、四学期は、やはり学生の方からも早く対面授業を再開してほしいという声が多数聞かれまして、大学側も対応しなければならないだろうということになり、差し当たり3学期、10月から11月末に関しては、とりあえず講義科目についてはオンラインを継続するけれども、演習科目については対面も可としようということに法学部はなっております。対面も可というのは、演習科目についてはゼミの学生と教員が相談をした上でオンラインか対面かを決めるという形です。

ただし、これは学部の方から強めに言われたんですけども、対面を強制するなということでは言われました。様々な事情により、例えば家族の中に高齢の方などがいる学生は、やはり登校をためらう方もいると思うので、こういう方については一定の配慮をすべきだということでは言われております。そのため、完全対面というよりは、対面とオンラインの並行という形になるかと思えます。

私もゼミは対面で始めているんですけども、対面のゼミをどのようにするかということがなかなか悩ましいところでして、手洗い、うがいはちゃんとしてきてねとか、教室の前にアルコールが置いてあるので、アルコールで消毒してねという、そういう一般的な呼び掛けはできますが、学生に体温を測ってこいと言って実際に測ってくるかということ、やはり一人暮らしで家に体温計が無い学生とかもいますし、授業が始まって、私が一人一人に対して非接触型の体温計で体温を測っていくのは、それはちょっとどうなのかなという気がしておりまして、仲のいい教員で色々と話

はしていますが、やはり皆の前で体温を一人一人測って、「君、熱あるね。」みたいなことはやや問題があるのではないかと。ただ、体温をどのように測るべきかというのは、私としても他の教員としても、まだ答えが出ていないところですね。早急にどうにかしなければならないのかなとは思っております。

また、フェイスシールドやマスクといった感染防止対策の備品のようなものは、基本的には自前でということになってはいますが、より大がかりなもの、例えば講義科目のオンラインや、撮影をする機材ですとか、そういうものは基本的に学部のお金で、学部の経費で購入するという選択肢も残されているという状況です。

補足ですが、以上は法学部についての対応でして、ロースクールについては完全に別の対策が取られています。

委員長

ロースクールの場合は学部と違いまして、1学年24人でして、実際入っている人数が十七、八人なんですね。どんなに最大の授業でも20人ぐらいなんです。ですから、6月の第1週ぐらいからだったと記憶していますが、ロースクールは特例扱いで当大学の中でも唯一対面の講義を開かせてもらっています。全国の他のロースクールが全部閉じている状況で、大規模なロースクールは今でも関東近辺はオンラインで授業をやっていると思うんですが、当大学は対面でやっているわけです。それは概ね好評ですね。

先ほどG委員が言われたように、1人でも何らかの事情で授業に出られないという場合は、平等を確保しなきゃいけないので、対面とオンラインと両建てでやるという感じですが、それは同じですからね。完全オンラインに移行するというわけではなく、両方やるという形ですかね。

消毒云々は、やはり消毒液や何かがあって、マイクとか机とかを消毒させるようにしています。人数も少ないし、それなりに大人なので嫌がるなんていう者はいませんから、人権云々は今のところ問題になっていません。

検温はしていません。私の知る障害施設では、毎朝検温をさせて、その届けをチェックすることを義務付けています。これは当然だと思うんです。他の利用者さんとの関係がありますのでね。ですから、学生もそこをちゃんと言えれば検温もやるんじゃないかなという気がするんですけどね。

感染防止対策というのは、利用者の数とか、外からどんな人が入ってくるかによって、非常にバラエティーがあると思うんです。大学はまた一つ特殊な世界ですし、学部によっても実情は違うことが御理解いただければと思います。

H委員、検察庁はどんな感じですか。

H委員

業務と言いますか、捜査遂行上の感染対策、その他について若干機微に触れるところもあると思いますので、ここでは控えさせていただきたいんですけども、庁舎への出入りについては入口のところに非接触型と言いますか、カメラで撮影して体温を測るというような機材も設置して、発熱のある方が来るのを、口頭で確認するだけでなく御確認させていただくように実施しております。

やはり裁判所との関係で、今日も改めて気付かされたところは、検察庁の場合、傍聴人というものがいないという点です。自由に出入りするという存在がなく、それなりに理由があって事前のお願いをしてお越しいただく人もあれば、強制的にお越しいただく人とかいらっしゃるものですから。それでふと思ったのが、裁判所なりの裁判の公開との関係の悩みとかがあるのかなと思ひまして、私、先日もある裁判員裁判にお邪魔したときにも思ったんですけど、マスクをしていない人がたまにいて、不用意に咳をしたりしているんですね。同じように傍聴席にいて、若干不快な思いをすることがあるんですけど、ああいったものの対応って、色々と難しい面があるんだろうなというように、今日改めて検察庁と比較したときに、それが違うなと思ひました。

御紹介いただいた中に、傍聴人へのマスク着用がというのがないから、もしかし

たらそのあたりの課題があるのかなと思ったんですけど、逆にそれを教えていただければと思いました。

委員長

ありがとうございます。傍聴席があるかないかということですよ。裁判所と検察庁が違うということはよく分かりましたけど、I委員、裁判所の傍聴席のマスクはどうなんですか。

I委員

基本的には、訴訟関係人に対してはマスクの着用をお願いしているんですけども、傍聴席については、マスクをしていない方が咳をしていたら、お願いをするというようなことは、個別対応としてはあり得るんですが、一律のルールみたいなこととしては無いという状況です。

A委員

そもそも入ってくる段階でマスクをしていない人に対しては、何か声掛けとかはなさっているんですか。

事務担当者

現時点では特段の指示をするようにはしておりません。入ってこられて、窓口とかに来られた際には、「マスクの着用をお願いします。」ということを行うようには、職員には周知しておりますけども、今は、入庁検査の段階でマスクの着用までは求めるようにはしておりません。

J委員

病院ですので、そろそろ出番かなと思いました。今日、資料をお持ちしました。

特別な資料じゃないんですが、当院の感染対策室の医師が作った資料でございます。コロナの話が出ていましたので、ちょうどいいかなと思って、基本的なことが書いてありますのでご覧いただきたいと思います。

先ほどのマスクの話がありました。おっしゃるとおり、病院に入ってこられるときにマスクをしていない方はどうするかというのは、当院で喫緊の話題になっています。実は今、玄関で看護師さん、師長が集まって一人一人全部検温をしていますが、あるとき、検温の時点で「マスクをしていない方が突破しました。」と連絡がありました。マスクをしていない方はインフォメーション、受付の隣の自動販売機で1枚100円で売っていますので、そこで買ってくださいますようにしているんですが、「何でせにゃあいかんのだ。」という患者さんがいて、「突破されたました。」と。とりあえず医事課長に説得に行くよう話をしましたら、「行方不明です。」ということでした。その後、マスクをして診療の受付の方にいたそうです。要するに、そのときは突破したんですが、恥ずかしかったんで恐らく売店で購入したんでしょうね。そのときに思いましたのは、患者家族、医療者、職員を守るためにもマスクは院内では強制に近い形で、安全管理として必要じゃないかということです。「マスクをしてください。していただかないと入館をお断りする場合があります。」ということのをポスターに掲示することについて、今まさに上の方で協議をしているところでございます。

逆に、院内的に強制できるのかというのを、法的にどうなのかというのをお聞きしたいところです。例えば禁煙でしたら、院内禁煙、敷地内禁煙で今やっています、たばこを吸っている人は注意して消すようになりかなり強烈に言っている話なので、それと同じか、あるいはそれよりレベルが上ではないかという理屈で、「院内の建物内ではマスクをしてください。」という方向で持っていこうというのが現状でございます。

この資料なんですが、この中にも感染防止の三つの基本というものがあります。ソーシャルディスタンス、マスクの着用、手洗いです。実は、うがいが入っていない

いんですね。それで聞きましたら、うがいはエビデンスが無いんだそうです。うがいをしたから感染防止に役立ったという証拠がない。だからこの先生は、今はとにかく手洗い、とにかくマスクなんですと、そのアピールはしておいてくださいとおっしゃっていました。マスクだという話がありましたので、今の議論の中で御紹介しておきたいと思います。こちらの参考資料には、PCR検査と抗原抗体検査の違いも載せておりますので、後でご覧いただきたいと思います。

それから、今までの議論、御紹介の中で無かったことでは、1週間において、10万人に2.5人だったかの基準で感染蔓延地域というのを設定し、院内の職員が出張とか帰省とかでその地域に行くときには規制をかけています。規制と言いますか、上司に届け出るようにしていて、できるだけそこには行かないようにというように言っています。今、学会とかは基本的にはどんどん無くなっているようなのですが、やはり帰省のときには届出があったりはしております。

先ほどのE委員のような、我々実はあそこまでやっていないですね。ドアノブのところまでは全然、とてもじゃないけど恐らくできていないと思います。そこまできちりできていないのが、病院としてお恥ずかしいところはあるんですけども、例えば職員の時差出勤や、車で通勤する方はできるだけ駐車場を空けますとかいったこともやっております。危機管理の意味からすると、今のマスクはどうするんだというのは、これは病院で言うとインシデント、アクシデントではないんですけどインシデントだというように捉えております。

それからもう一点は、職員が罹患してクレームを受けたという話です。実際に、職員が罹患したときに強烈な電話がありました。「何やっどるんだ」というような電話がありまして、それから100件以上の電話がかかってきましたが、そういった場合の危機管理をどうするのかと。ケース・バイ・ケースですので、きちりできないというのは当たり前なんですけども、事前に、事後的な対応の処理の仕方をやっておいた方がよかったかなという反省点はございます。

委員長

ありがとうございます。K委員，何か御紹介いただけるでしょうか。

K委員

社内でやっていることは，皆さんがされていることと大体似ているんですが，職業的な特性として，我々は取材に外に出向いていかないと仕事にならないというのがありまして，しかもテレビ局ですから，記者とカメラマンがセットで動かないといけません。しかも，セットで帰って編集して，オンエアに向かわないと仕事にならないというのがございますので，緊急事態宣言のときは苦勞したんですけど，同じ組み合わせでずっと1か月半，2拠点，3拠点で仕事をし，雇ったときは一緒に，あの人たち濃厚接触者ね，仕事のためねっていう，そういうやり方をしていました。

我々は感染させてしまうリスクも非常にあって，そこがすごく神経を使うところなんです。特に最近，スポーツなんかの取材はものすごく規制が厳しくて，ここ2週間の体温や行動履歴を教えてくださいと言われるのと，更に，問診票をつけてくださいと言われます。

ちなみに，委員長の大学でも問診票につけて取材するように言われるので，問診票を記者に書かせるんですけど，結局誰がどの取材に行くかって前日まで分からなかったりするんで，記者の中には，体温を測る，それから2週間の行動履歴をつけるっていうのは，職業柄，当たり前として準備しなきゃいけないことという意識はできています。結局それは何かっていうと，他人に広げないんだけど，自分たちを守ることにもつながっていて，「大丈夫です」，「雇っていませんよ」，もし雇っていても「2週間はこういう動きをしていました。」とすぐに証明できる体制に常になっています。

職業柄ここまでやっているんですけど，それで相手が安心して，納得して取材ができればそれで大丈夫です。どこに行こうが，感染拡大地域から帰ってこようが，自分の行動履歴がはっきりしていて，体温が大丈夫で，体調の不変も無いとい

うことが証明できていれば、あとは普通に密を避けてマスクを着用して手洗いをしていれば、まあ大丈夫だよねっていうように意識が変わってきたといえますか。結局は、そういう部分を徹底するしかないなっていう意識になっています。どうしても感染させてしまうリスクがあるのと、感染したり、いかに濃厚接触者にならないかというところが社内のポイントでして、そこを気を付けていれば大丈夫だと思うんです。それで雇ったら仕方ないというか、それで最小限にとどめていけばいいわけで、そこを徹底してやっているという感じですね。

社内でやっていることは皆さんがおっしゃったこととほぼ同じです。結局、裁判所は他所からも来られたりされるんで、その辺のそういう様式が皆さんに広がっていかないと、どうしようもない部分があるんですけど。例えば裁判官の方、出張があったり、県外に住まわれていたりして、そういうのがあったりしても、そこさえクリアしていれば別に大丈夫かなという気はします。

委員長

ありがとうございます。ウィズコロナをうまくやっているっていう印象を受けました。他にまだ御発言いただいていない委員の方、どうでしょうか。L委員、どうでしょうか、何か。

L委員

私の職場は弁護士事務所です。うちの事務所は弁護士が3人で事務員が五、六名ぐらいですかね。四、五名かな。パートさんも入れてそのぐらいの小さな事務所で、私の方はばたばたしていて余り気が回っていませんでしたが、事務員の方で色々気を回して、アルコールとかいうのはしています。マスクに関しては、私の方はマスクをしない自由みたいなものがあるのかなというのを考えていて、強制をすることまではしていません。しかし、いわゆる弁護士事務所の打合せ室って結構密だと思うんですね。広さも無いですし、どちらかというとプライバシーに配慮して外

に音が漏れないような造りの個室になっているので、人数で言うところの密ではないのですが、そこまで密なので、打合せに来られる方は大体マスクをして来られていますね。そういったところで、やれることだけしているという状態で、様子を見ているということです。

一時期、裁判所の方で期日の取消しが非常に多かった時期がありました。裁判所は分散で勤務というような形で、「間引き」とありましたが、そういった時期があったので、必然的にうちの事務所の業務も減った時期がありました。その時期はうちも事務員さんを半分ずつにしようということで、いわゆる分散勤務にして、ちょっとお休みをしてもらったというようなことがございました。

委員長

ありがとうございます。M委員、どうでしょう。

M委員

私は裁判官ですので、できるだけ裁判では接触を避けるやり方というのをずっと進めています。今は三者通話もできますので、できるだけ電話会議を多用して、それ自体は正式な期日にはならないんですけども、事務所やどこかに行っていて、できるだけ接触の機会を避けるように心掛けてはいます。ただ、事件の状況と当事者の状況によっては、やはり来ていただかないと具合が悪いなというときがありますので、その辺は代理人や当事者の方と相談させてもらって、今回は来ていただくけれども、次はできるだけ接点を避けるようなやり方にしましょうねっていうような、あとはそれぞれ相談しながら進めるという形だと思います。各裁判官がそれぞれ工夫していると思いますので、その辺は庁全体の取り組みプラス各裁判官の考え方でやり方は違うかなと思います。

委員長

はい、ありがとうございます。民事裁判の期日が一律に延びたかのようなことを伺いましたが、それで何か御意見とか不都合とか感じられたことはありませんかね。

A委員

私は主に民事事件をやっていますが、冒頭に御紹介があったように、緊急事態宣言があった時期、その関係で期日が全部取消しになりました。どうしても進めたい事件や、もともと長期化している事件など、これでまた更に長期化するなという事件とかで、事案によっては、特に民事ですと遅延損害金の問題とかもあるんで、早く解決したいという事案もあって。ただ、裁判所を恨むわけにもいかず、悶々としていた時期がありますね。

どの業務も同じでしょうが、裁判所の業務はなかなか止めるわけにいかない役所なので、何とか今日の話も生かしていただいて、できるだけ多くの業務を続ける形でやっていただく方が国民のためにもなるんじゃないかなと思います。

今の皆さんのお話をお聞きした上で、裁判所がどうなっているのかというのをお聞きしたいんですけど、まず書記官室です。じつとは見ていませんが、基本的に対面で机が設置されていて、部屋の割にどうしても人数が多い部屋割りになっていると思いますが、コロナ関係で何か、書記官室で対策をされているのでしょうか。対外的には段ボールパーテーションを置いていると思いますが、お聞きしたいのは職員内感染の防止のために何かされていることはあるんでしょうかということなんですけど、その点はどうなんでしょうか。

事務担当者

民事の書記官室の関係で御報告いたします。おっしゃるように書記官室はかなりたくさんの書記官が勤務しておりますが、緊急事態宣言の間は、先ほどからも話題に出ておりますように在宅勤務ということも活用しながら、密にならないような配慮を続けてきたところでございます。あと、職員の方はマスクを着用して感染を防

止すると。手洗い，消毒もかなり励行して，そういったところを最大限配慮して行うように留意しているところでございます。

A委員

席の配置を変えてみるとか，職員間でもパーテーションを置くとか，何かそのようなことはされていないのですか。とにかく，手洗いとマスクの励行ということですか。

事務担当者

現状におきましては，席の配置の変更ですとか，職員間のパーテーションまではしておりませんが，今後，今頂きました意見も踏まえて検討させていただきたいと思えます。

A委員

あと，J委員が言われたことで，思いつきなんですけど，裁判所の場合，もし万が一，職員でコロナが出たら，どう対応されるのか。来る人が多い事業者ないし役所においては，広く公表することでむしろ注意喚起と言いますか，そこに行った心当たりがある方に早期受診や自粛を促す効果もあると思うんですけども，裁判所においては，そのあたりは決めておられるのでしょうか。

事務担当者

もちろん，裁判所においても感染者が確認できた場合には，保健所と相談の上，公表というような手続になるだろうとは考えております。基本的には保健所の指示を仰ぎながら濃厚接触者を特定していく作業，あと消毒作業というようなことを行うと考えております。幸いのところ，今岡山では出ておりませんが，万が一そういう事態には，そのような対応になるとは考えております。

委員長

A委員はそれでよろしいですか。

A委員

保健所と相談してということだと、県の一覧とかだと、要するに属性がどうかということまでは、あの一覧表では全然分からなくて、事業者ないし役所の判断でそれぞれ公表されていると思うんですけども、そういったあたりを決めておられますかという御質問だったんですが、はっきりとは決めていないということですかね。

事務担当者

公表するというような方向には行くと思いますが、ただ現実には今「このように公表します。」というところまでは、申し上げるものを持ち合わせておりません。

I委員

ちょっと補足しますけれども、基本的な裁判所の対応として、この時々刻々と変わるコロナ対応ということについて、「こういう場合、こうしましょう。」というのを事前に全部決めておこうという感じとは違ってまして、じゃあ、どういう仕組みで対応しているかと言いますと、裁判所の利点は、岡山だけでなく全国に裁判所があって、上級庁を通じて情報が一つに集約できるという、そういう素晴らしい仕組みがあるわけです。

ですから、全国でどこかに事例があれば、その事例が必ず蓄積されていて、「この庁ではこう対応しました。」ということは、その上級庁への照会という形で、全ての裁判所がすぐに共有できるようになっています。ですから、例えば岡山で「こういう場合はこうなります。」ということ全部、岡山管内で決めるんじゃなくて、最新の情報、全国の事例報告を伺って、それについて統一的な対応を取るというの

が裁判所の基本的な動き方になります。

委員長

何らかの基準をあらかじめ決めているわけではないということですかね。

I 委員

今の、例えば発生時の場合にどう公表するかみたいなことを逐一事前に決めているということは、そこまではしていません。

A 委員

内部の報告という意味では決めているんですか。迅速に把握するというところが重要なんでしょうか。

I 委員

決めていると言いますか、そういう事態が発生した場合には、上級庁に事例照会をして、その対応について相談して、全国的な例に照らして問題の無い対応が取れるという、少なくともそういうことについては決定しているということです。

委員長

各地方庁で差があってはいけないということでしょうね。そういうことですかね。

I 委員

コロナのときにやはり問題になったのは、現場、地方地方による実情の違いは実は大きいんですね。じゃあ、その現場の全ての判断に任せてしまっているのかというと、そういうわけでもない。一方で、やはりオール裁判所として、矛盾のない対応を取らなければいけない、そのさじ加減というのが今回のコロナ対応として非

常に難しかった一つなんですね。

岡山は全国的に言いますと、正直申し上げて、本当に大変なところと比べれば危機感はそれほど強くなかったとは思うんですけれども、じゃあ岡山だけはこれやっていたのかと言いますと、例えば、確かに期日のある時期一斉に取り消したことがあって、その対応がどうだったかという批判を受けたこともあるんですけれども、ただそこは統一的に行動を取らなきゃいけない場面でしたので、統一的な行動を取りました。

逆に、この部分は各庁の実情に委ねましょうという、その裁量を認める部分というのもあって、具体的に言いますと、止めたときは割と一斉に止めたんですけど、動き出す、業務再開場面におきましては割と裁量が認められておりまして、各庁の実情に応じて、例えば出勤率50パーセントにするところがあれば、70パーセントにするところもある、そこは実情に応じてやりましょうみたいな形で動いていました。そのような状況です。

委員長

A委員、よろしかったですか。J委員、どうぞ。

J委員

私も裁判所の仕組みはよく分かりませんが、少なくともマスクとかの話になりますと、これは確かな情報じゃないんですが、感染者が出たときに濃厚接触者という定義があったかと思うんですが、保健所からの情報では、マスクをしっかりとしていた人は濃厚接触者から除外されたんじゃないかなと。

そうすると、とにかくマスクをしっかりとしていれば濃厚接触者の数がどんどん少なくなっていくことがあると思うんですね。今日こちらにお邪魔したときに、「マスク着用を必ずしてください。」というポスターは特に無かったような気がするんです。どこかにあるかもしれませんが。だから、マスク着用をもう少し強調された

方がいいのか。あるいは、傍聴人に対しても、とにかく「庁内に来られる方については、マスク着用を強くお願いします。」ぐらいのトーンは全国一律じゃなくても、岡山地裁だけでもできるんじゃないかなという気はいたします。

それからもう一つ、こちらの資料ですけども、新型コロナは症状が出る2日前からウイルスが感染者から排出されることが分かっています。上の方に書いてあるんですが、要するに無症候、無症状であったとしても、もう既に感染力があるという。実際に症状が出てくれば、もっと強くなるということが言われていますので、無症候、無症状の方であっても、やはりマスクはした方がいい、ベターなんじゃないかなというように思います。

委員長

ありがとうございました。何か課題とか御意見が活発に出てきているところですけども、他に御質問でも何でも、どなたかありませんでしょうか。

C委員

たしか、傍聴人の方は連絡先とか取られていないですよ。私どものセミナーや研修会をやる時は必ず検温をして連絡先、氏名と電話番号等を個別に書いていただいて、もし何かあったときに連絡がつくようにはしているんですが、そういうことも非常に難しいんでしょうか。

I委員

やはり裁判所の特殊性といたしまして、基本的に裁判の公開、傍聴の自由、どなたが来ても自由に傍聴して結構ですという、それが裁判の憲法上の要請ですので、その要請の中で傍聴人の方に連絡先を聞くということについては、その公開原則との関係で、ちょっと強い規制になり過ぎるという懸念は現実にあります。傍聴人の方に連絡先、氏名を書いていただくということは現実的に難しいだろうと思って

います。

あと、現実に傍聴人として来ていただく方に、どこまでどういう対応をすれば感染拡大を防げるのかということについては、むしろこれからは素人の感覚ではなくて、専門家の方に聞くしかないレベルの話ですので、実は裁判所としては、そこは今専門家に意見を聞いているところです。これは岡山地裁が聞いているんじゃないじゃなくて最高裁なんですけど、そういう形で、そこは科学的にエビデンスの取れる形で感染防止策を、傍聴席における感染防止策はどこまでやるのが、どういう形でやるのが合理的なんだろうということも今、現実に検討しているという状況です。

委員長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。他に、どなたかございませんか。

F 委員

先ほど、傍聴の話がありました。事件記者の刑事の担当をしている記者によると、傍聴席も非常に制限されていて、間隔を開けた上での満席ということで、傍聴を断るケースも複数回、目の当たりにしたり、公開について非常に制限されているということで、そこは今のお話ですと検討されているということでしたので、十分な検討をしていただければと。それから民事の担当記者によると、裁判所の方も、できるだけあえて広い法廷を使うことで傍聴人に配慮したり、色々と工夫はされているとは聞いております。

先ほどからの1点、これは質問なんですけど、マスクの話が色々出ていました。うちではそこまで報道しておりませんが、他紙によると、地方紙には、被告人が法廷でマスクをしていることで裁判員裁判にとって、被告人の反省とか、表情がなかなか読み取りにくくて一定の影響があるんじゃないかというような報道を見たことがあるんですけども、そのあたりがもしお答えできるようでしたら、どのような感想をお持ちなのか、教えていただければと思います。

委員長

これは検事の委員の方と、弁護士で刑事をやっている委員の方に感想を。マスクがあることによって本当に被告人が反省しているかとか、表情から真意をくみ取りがたいという、そういう印象を受けられますか。

H委員

なかなか難しい問題ですね。多分、情報は制限されていると見るのが正しいような気がするんですけど、余り言い伝えのような話をしては仕方ないんですが、日本人は結構目で見ると言いますよね。西洋人は口で見るとかいう話も聞いたことがあって、だからマスクをする人間は怪しいと西洋人は判断するけどもというお話もあったと思うんですが、限定される中で見極めていくしかないんじゃないでしょうか。納得して判断はしていると思うんですけど、それでも。

委員長

ありがとうございます。どうでしょう。

I委員

皆がマスクをし出してから刑事事件の証人尋問をやりました。私は今証人のことを考えて話をしていますが、証人尋問で証人の方の表情が見えにくいというのは、確かに見えにくいですね。表情を見ていたら、そこで何か印象が取れるかと言われたら、そう簡単なことではないというのも十分、分かってはいるんですけども、やはりかなり見えにくいという印象を個人的には持ちました。それこそ新聞報道で、東京の方では透明なフェイスシールドですか、透明なアクリルがくっついたやつがあって、あれが飛沫の防止にどこまで効果があるのかというところまでの詳しいことは私は知りませんが、そういったものを使うべきだというようなことを主張して

いる弁護士がいる話も聞いています。岡山の刑事委員会で議論を聞いている中にも、証人尋問のことを念頭に置いています。そういうものを使う方がより適正な裁判、適正な事実認定のためにはなると言っています。

被告人の反省状況が伝わりにくいんじゃないかなというのも全く御指摘のとおりで、反省の方がむしろ、逆に態度で出ちゃうようなこともあるのかもしれないから、その辺のところがあるのかもしれない。ただ、被告人がフェイスシールドをしたいと言えば、それは弁護人の方で購入してつけさせれば足りる話なので、むしろ弁護士として感じる疑問点としては、これは民事も含めてですが、証人尋問のときの証人の表情が非常に見えにくいというところです。

ついでに質問なんですけど、裁判所の資料の中に、備品にフェイスガードですかね、何か書いてありまして。これはそういう証人尋問とか、そういうことのために買われるのか若干気にはなったんですけど。もしよければお答えいただければ。

事務担当者

今、刑事事件の関係で御質問がございましたので、私の方から回答できる範囲で回答させていただきたいと思います。被告人とか証人尋問において表情とかをうかがい知るためにというような御発言だったかと思いますが、この点につきましては、各裁判体において、個別の事案を見ながら検察官及び弁護人の御意見を聞きながら判断されているところですので、一律このようなという回答は、できかねますので御容赦いただければと思います。

ただし、フェイスシールドの関係におきましては、そういったものも選択肢の一つとして、一応裁判所の方は購入しておりますので、その辺もまた裁判体の方が色々と御判断をするときの材料になろうかとは思っていますので、その点だけ御説明させていただければと思います。

委員長

ありがとうございました。今の説明でよろしかったですか。

L委員

はい。

委員長

裁判体ごとにそれに備えるという趣旨ですかね，このフェイスガード購入というのは。

事務担当者

刑事事件だけに限ったわけではございませんので，感染防止を広く裁判所の方でやっていく中で，一つのツールとしてフェイスガードというものを購入しているということで御理解いただければと思います。

L委員

ありがとうございました。

A委員

証人尋問ということだと民事も当然入れるわけなんですけど，民事の場合は言い分が対立しているから証人尋問まで行うということなんで，刑事と同様にその方が言っていることの信用性，評価が重要だと思うんですけども，そういった意味で，民事ではありますが，M委員が，何か御苦勞などがあるのかどうかについて伺いたいんですけど。

M委員

今日改めて情報が制限されていると言われて，あっそうだったのかと気付いたぐ

らいです。確かに表情は読みづらいですけれども、マスクをしての尋問を多数やっておりますが、それによって心証が取りづらいつと思ったことは正直ありません。全体的な雰囲気なのか、供述の流暢さであるのか、合理的な説明であるのか、全体的に評価するからなのかもしれないですが、確かに表情は読み取りにくいですが、心証に影響するなつていう印象というのは、まだ気付いてすらいないです。

K委員

我々、取材で聴覚障害者の方を取材することがあるんですけど、手話をされる方つて口の動きを読み取つて理解されるというところがあつて、そういうときにはやはりフェイスシールドじゃないと読み取れないということがありますし、席が決まつていて、そこでしゃべることが決まつているんだつたら、プレートを立ててしまえばそれで済むんじゃないかなという気がします。例えば、うちの会社は、今年、就職面接、採用試験をしたんですけども、このときも学生がマスクをしていたら表情が分からないので、マスクを外してもらうためにプラスチックの透明なやつで囲いを作つて、そこに入つてもらつてマスクを外してもらい、普通の距離でしました。我々はマスクをするんですけど。それで別に表情も分かるし、何の問題も無かつたです。そのプラスチック板が高いかというつ、別にそんなに高くなく、普通に100均とかで売つていたりするようなものをつなぎ合わせて作つただけで、工夫すればすぐに解決できるような問題なんじゃないかなと、すごく単純に思つてしまいます。

委員長

ありがとうございます。この問題はこのくらいでよろしかつたですかね。他に御発言があれば伺いますが、よろしいでしょうか。

B委員

民間である我々にとって今年が一番の危機管理あるいはBCPの課題は何かと言うと、古くさいコンピューターネットワークからおさらばする、いかにそれから脱却していくかということです。職場で仕事ができなくなり、とにかくステイホームの環境下で、いかに職場にコンピューターネットワークをつないで仕事をするかというのを課せられたわけなんです。大企業を中心に今どういう状況になっているかという、クラウドという大きなサーバーにコンピューターを置いて、社員はシンクライアントという頭の中は何も無い、ただ、クラウド上のパソコンに、自分のパソコンをつないでいくだけの機能しかないノートパソコンを持つ。だから、これをどこに忘れてもデータが流出することが全く無い。それを大企業は、このところ内部留保するぐらいの好景気の高収入があったものですから、内部留保の一部をそういうところへ設備投資をしてということでありまして、例えば東京の大きな5000人規模の会社でも一斉にステイホームだよと、会社に来るなっていうのができるのも、全部そういうネットワークに変わっていたということなんですよ。

商工会議所でも実は古くさい仕組みがあって、職場の中にサーバーがあって、ネットワーク線でデスクトップ型のパソコンにディスプレイがあるようなものでしたが、やはりこれじゃあもう駄目だと。それもシンクライアントというノートパソコンにして、皆、どこへでも持ち歩けるような仕組みに変えていかないといけない。

それから、携帯電話は個人のをなかなか使えと言えないものですから、内線電話をこれから全部スマホに変えていこうということで考えていまして、全てオンライン上で仕事ができる環境へ作り変えていかなければいけないという状況にまで差し迫ってきています。会議も全部ウェブ会議、東京と結んで会議、それから面接、就職の面接も、我々は直にやるんですが、岡山の大手の企業はほとんどウェブで面接をした件数の方が多いという、時代はそこまで変わっています。

たしか、K委員が事務所でやっているのがフリーアドレスですよ。フリーアドレスという、社員の中の席が決まっていないという仕組みなんです。我々も職場の中に紙がたくさんあったんですが、それを今いかに処分するか、それと机の引き

出しの中に物を置かず、私物は全部持って帰る、机の上にあるものは中に入れて、ノートパソコン1台を開いてやるっていう。これからそのような形の仕組みに変えていかないといけないというのが民間の課題なんだろうと思っています。ですから、裁判所も今書類を持ち出せないのというところで止まらず、何かその方向に動いていくようなことを考えられたらいいんじゃないかというように思っています。

委員長

オンラインの通じた仕事の仕方、一気に加速したという感じですよ。私、実は生きた化石でして、とてもついていけないんですよ。パソコンを使った授業とか、オンライン授業とか、それこそTAというアシスタントを雇って介助人をしてもらっているような状況で、若い人はその辺は大変得意なんですけど、仮にあと10年あったとしても仕事は続けられないと思っているところです。今のお話は、クラウドを介してどこでも仕事ができるよというお話だったんですけども、G委員なんかは授業をやっているとき、どうなんですか。実際、研究者として仕事をする上でしんどさとかは無いんですか。

G委員

ウェブ会議ですとか、学生に紙で課題を出させるのではなくて、ムードルっていう仕組みがあるんですけども、それを介してネット上で課題を出させて、それに採点してコメントして返すという、私としてはすんなり受け入れることができたところです。特に不便だなと思うところはなくて、むしろ私としましては、ファックスを使ったことがなくて、裁判所関係の仕事はファックスでやり取りというのが多いと思うんですけども、やり方が分からず、資料室のスタッフの方にファックスどうやって送るんですかっていうのを聞いたというところがあります。そこら辺で何と言いますか、難しいなと思ったところです。

委員長

昔の技術はできなくていいんですよ、私自身はできる。だから、B委員が言われた方向に、少なくとも大学はどんどん進んできていると思うんですよ。裁判所も、裁判がオンラインでということはできるんですか。あるいは、それは合法的に行えるんですか。

I委員

刑事手続関係は、ちょっと手続が厳格なので話が遅れているんですが、民事分野においては、今まさに、裁判手続のIT化ということが喫緊の課題ということになっていて、既に全国的に試行的な運用は一部で始まっていて、岡山でも今年の冬、12月には試行が始まります。試行でできる範囲は限定されるんですが、それを更に法改正を伴う法的な裏付けで、よりできる範囲を広くするですとか、実際にシステムの整備も進めていけば、各段に大きくできることは変わってくるだろうと思います。今、その過渡期だろうと思います。

委員長

じゃあ、裁判もそっちの方向に行きそうな感じを受けるということですね。株主総会もそうなるんでしょうね。もう時間になりました。次回も継続して意見交換を行うということも考えられるんですが、委員の皆様、今日のテーマはこれで終わってよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、時間も参りましたので、本日のテーマにつきましては、これで終わりとさせていただきます。

(別紙第3)

《次回のテーマに関する意見交換》

委員長

次回のテーマですけれども、委員の方で何か取り上げていただきたい御意見がありますでしょうか。裁判所からは、裁判所における安全確保を次回テーマとして取り上げてはどうかという意見が出ていると聞いています。委員の皆様どうでしょう。安全確保についてというテーマで次回やるということで、よろしいでしょうか。それでは、次回は裁判所における安全確保を取り上げたいと思います。